

練馬区における外環の地上部街路（外環の2）の都市計画変更について

1 概要

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（以下「外環の2」という。）は、昭和41年、東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線（以下「外環」という。）とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定された。

東京都は、平成19年に高速道路の「外環」の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえ、「外環の2」について、検討のプロセスや検討の視点を明らかにし、広く意見を聴きながら検討を進め、平成26年5月、「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する都の方針」を公表し、都市計画変更の手続きを進めてきたところである。

本件は、東京都が、これまでの検討を踏まえ、都市計画の変更を行うものである。

2 都市計画の変更内容

P.5のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

昭和41年7月	「外環」（高架方式）および「外環の2」の都市計画決定
平成19年4月	「外環」の都市計画変更（地下方式）
平成20年3月	東京都が、「外環の地上部街路について(検討の進め方)」を公表
平成22年6月	東京都が、「練馬区における外環の地上部街路に関する話し合いの会」を設置（平成23年8月までに6回開催）
平成23年11月	東京都が、「練馬区における外環の地上部街路に関する広く意見を聴く会」を開催（3回開催）
平成25年12月	東京都が、「練馬区における外環の地上部街路のあり方（複数案）」を公表
平成26年1月 ～2月	東京都が、あり方（複数案）に関する広く意見を聴く会とオープンハウスを開催 （広く意見を聴く会3回開催、オープンハウス9回開催）
2月	練馬区都市計画審議会へ「『外環の2』に関する今後の取組方針（案）」を報告 区が、「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定

平成26年 5月	東京都が、「外環の地上部街路(外環の2)の都市計画に関する方針」を公表
6月 ～ 7月	東京都が、都市計画に関する方針と都市計画変更素案の説明会およびオープンハウスを開催 (説明会3回開催、オープンハウス6回開催)
7月29日	練馬区都市計画審議会へ素案報告
8月29日	東京都が練馬区へ案の意見照会
9月2日	練馬区都市計画審議会へ案報告
9月19日 ～ 10月3日	案の公告・縦覧、意見書受付(東京都)
9月26日 ～ 28日	案の閲覧・パネル展示の場(練馬区) ・26日(金)16:30～20:30 石神井庁舎5階 ・27日(土)13:00～17:00 石神井台地域集会所 ・28日(日)13:00～17:00 石神井台みどり地域集会所
10月27日	練馬区都市計画審議会へ付議
10月末	東京都へ意見回答
11月18日	東京都都市計画審議会へ付議(東京都)
12月	都市計画決定・告示(東京都)

4 議案

議案第368号 東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の2の変更(東京都決定)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P . 3 |
| (2) 計画書 | P . 4 ~ 5 |
| (3) 位置図 | P . 6 |
| (4) 計画図 | P . 7 ~ 9 |
| (5) 参考図 | P . 10 ~ 12 |

5 参考資料

- | | |
|--|-------------|
| (1) 東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2(練馬区間)の都市計画変更案に関する練馬区の意見(案) | P . 13 ~ 14 |
| (2) 「外環の2」に関する今後の取組方針 | P . 15 ~ 18 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路外郭環状線の 2

2 理由

幹線街路外郭環状線の 2（以下、「外環の 2」という。）は、世田谷区北烏山五丁目を起点とし、三鷹市、武蔵野市、杉並区を経て、練馬区東大泉二丁目に至る延長約 8,970 m の路線である。昭和 41 年、都市高速道路外郭環状線（以下、「外環」という。）とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定されている。

東京都は、平成 19 年に外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、平成 20 年、「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにした。これに基づき、外環の 2 の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めることとしている。

このうち、幹線街路放射 6 号線から幹線街路放射 7 号線までの練馬区間については、これまでの検討を踏まえ、地域課題の解決や練馬区内の都市計画道路ネットワークの形成に資することから、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者、自転車、自動車の通行空間を構造的に分離可能な幅員とすることとした。

このため、事業中の大泉 JCT 地域及び（仮称）青梅街道 IC の整備により地上部が改変される区間を除いて、既定の計画幅員 40 m を 22 m に変更する。

また、上石神井駅周辺については、「上石神井駅周辺地区まちづくり構想（練馬区）」に示されたまちづくりの方向性を踏まえ、鉄道やバス等の交通手段を結節する機能を確保するため、現在の都市計画の区域を一部活用し、交通広場を設置する。

併せて、幹線街路放射 6 号線から幹線街路放射 7 号線までの区間について、車線の数を定める。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路外郭環状線の2を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路		外郭環状線の2	世田谷区北烏山五丁目	練馬区東大泉二丁目	杉並区善福寺二丁目	約8,970m	地表式		40m	京王電鉄井の頭線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 西武鉄道池袋線と立体交差 三鷹都市計画道路3・2・2号線と立体交差 幹線街路放射6号線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所	
	車線の内訳		2車線			約4,370m					放射6号線 ～放射7号線
	その他		なお、練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内に交通広場を設ける。								面積 約5,100㎡

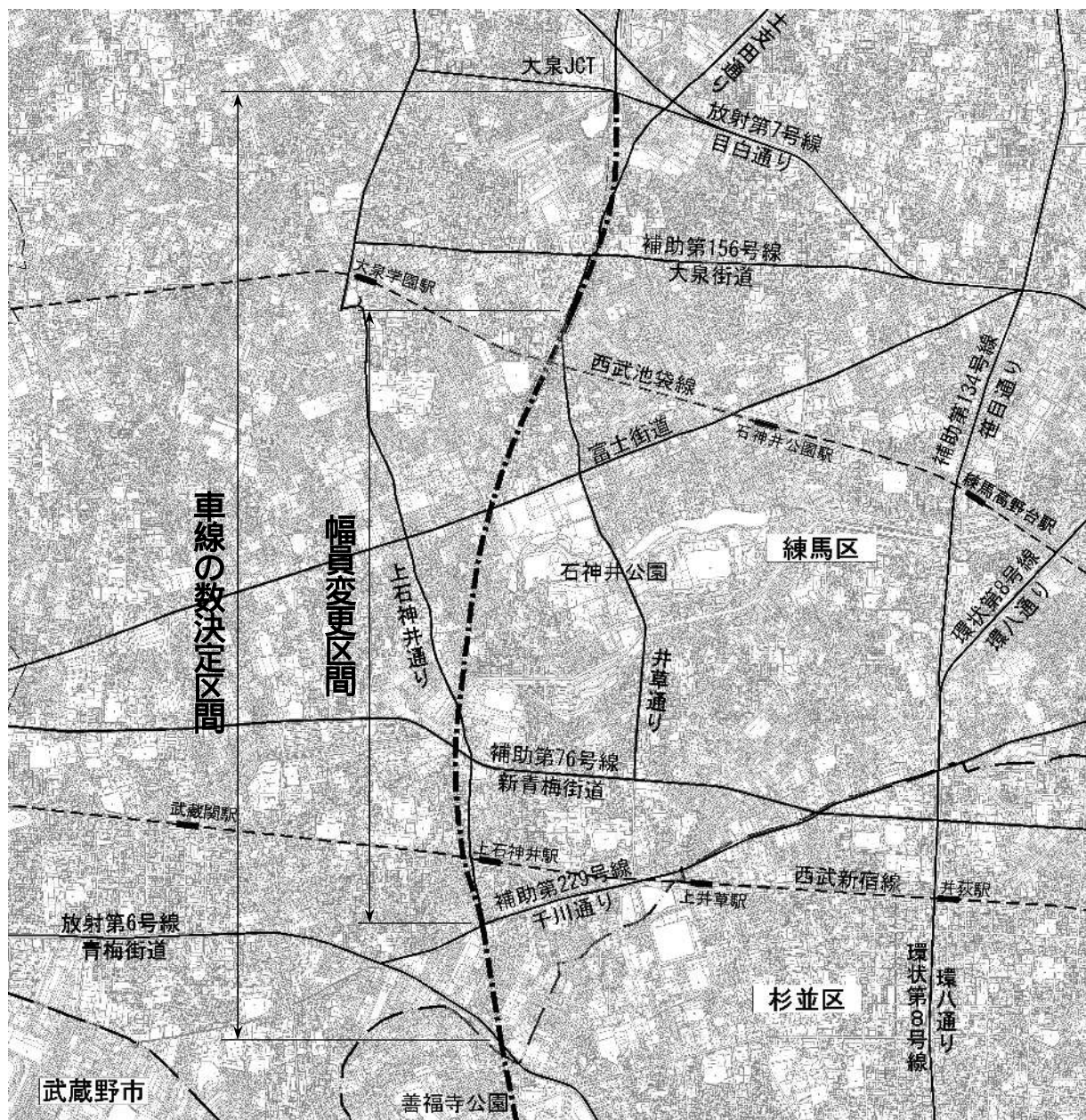
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由： 都市高速道路外郭環状線の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえ、広く意見を聴きながら検討した結果、道路の基本的な機能を確保した上で、歩行者、自転車及び自動車の通行空間を構造的に分離可能な幅員とするため、変更する。

変更概要

名称	変更事項
外郭環状線の2	1 一部車線の数の決定 2車線（幹線街路放射6号線～幹線街路放射7号線 延長約4,370m）
	2 一部幅員の変更 40m 22m（練馬区上石神井一丁目～練馬区石神井町八丁目 延長約2,840m）
	3 交通広場の設置 面積約5,100㎡（練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内）

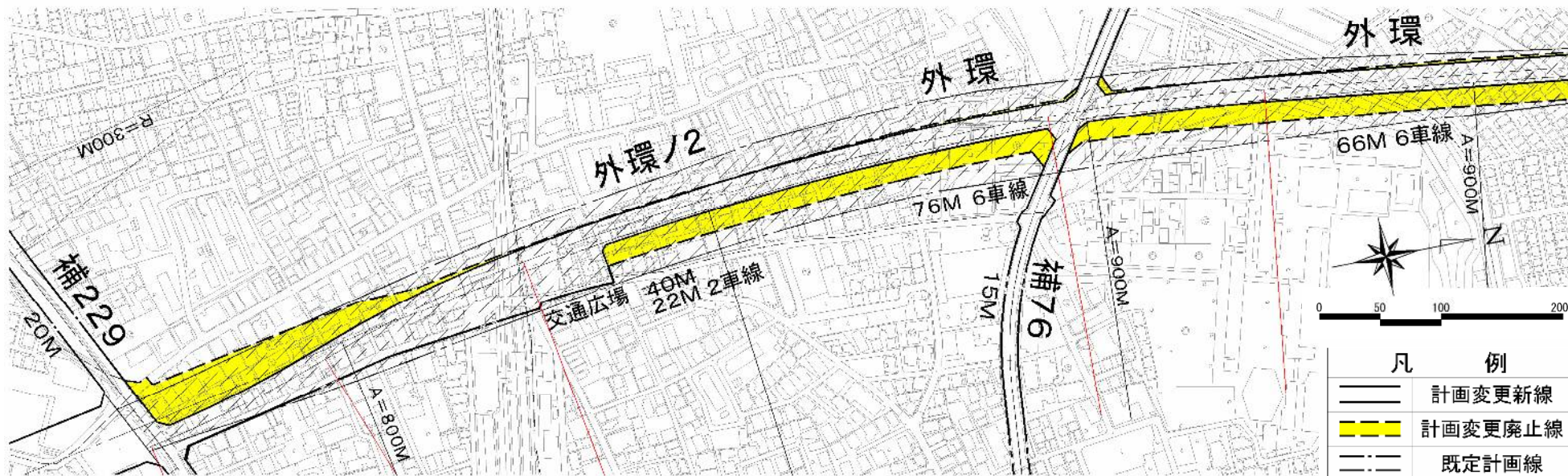
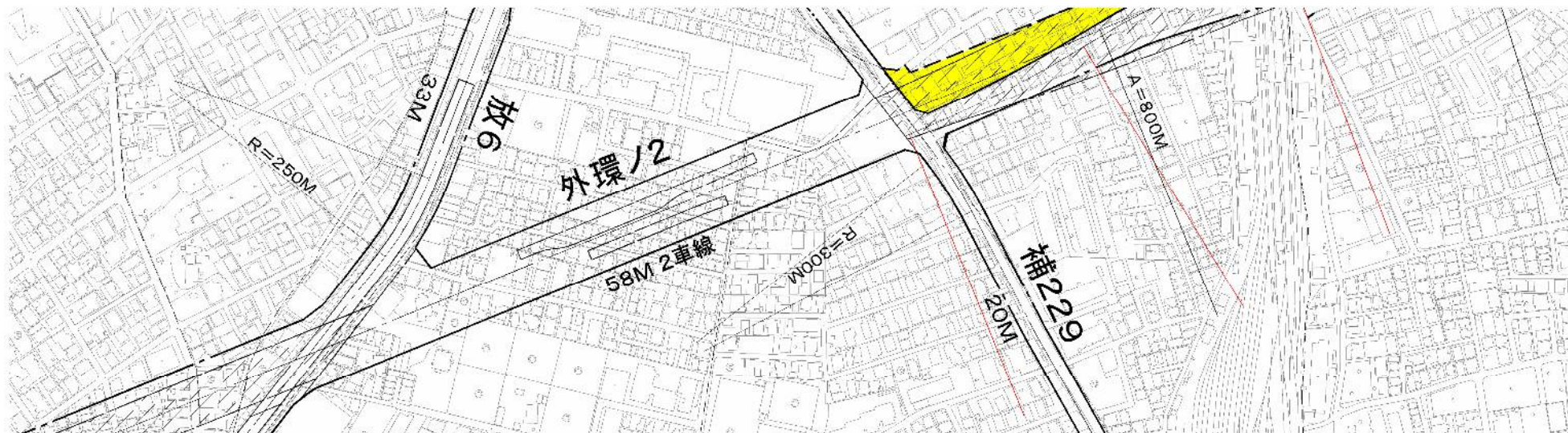
東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 位置図 〔東京都決定〕



凡 例

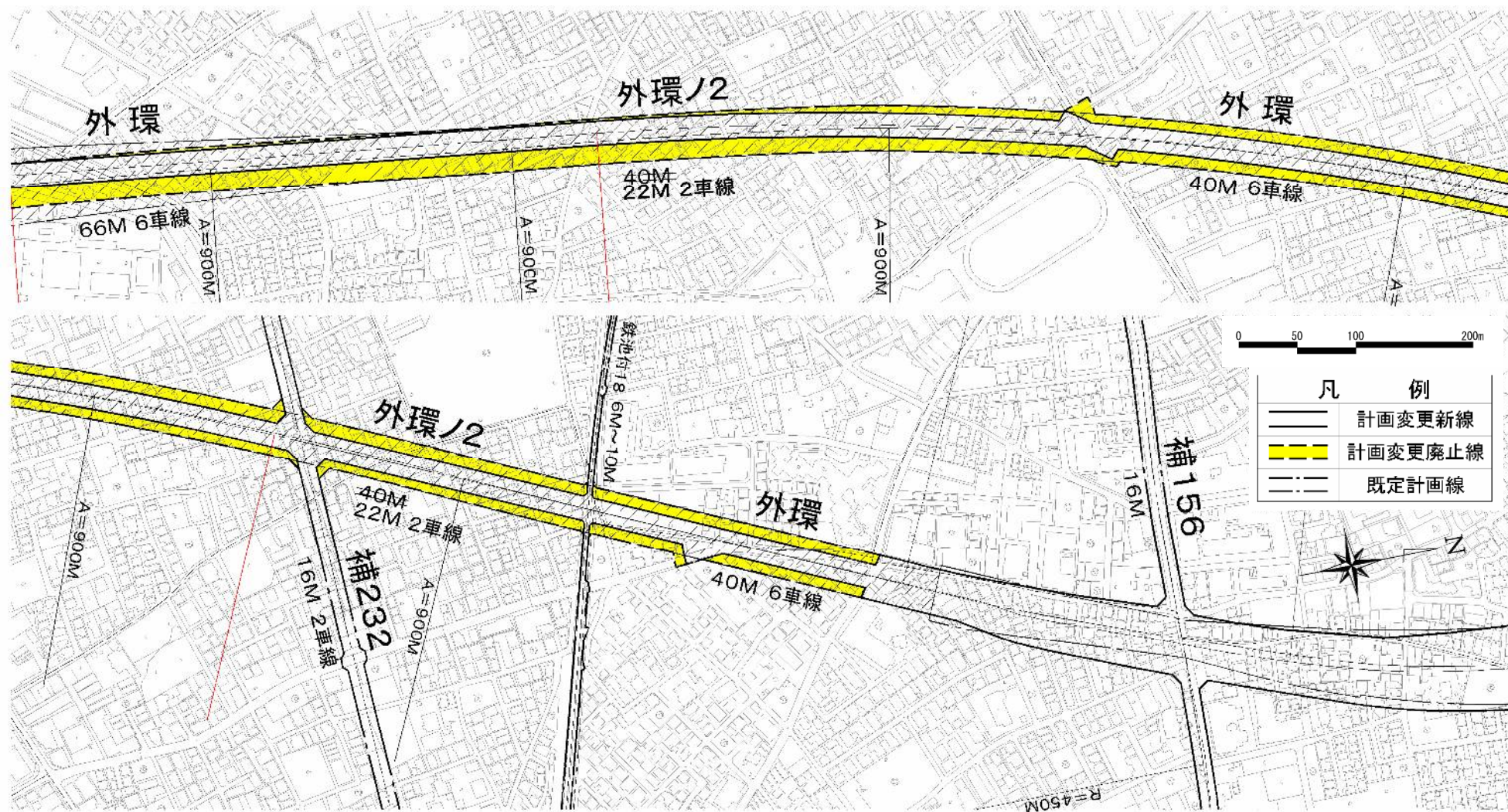
- — —** 外郭環状線の2
- 主要道路
- - - -** 鉄道
- - - -** 行政境界

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図1 [東京都決定]

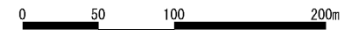


東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図2

[東京都決定]



東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 計画図3 [東京都決定]



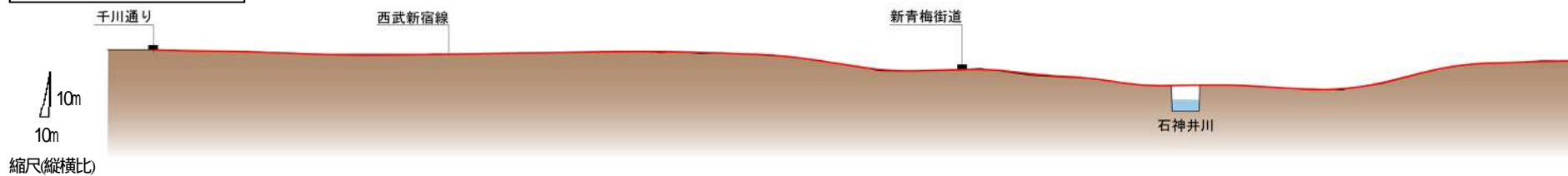
凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 参考図1 〔東京都決定〕

平面図



縦断図

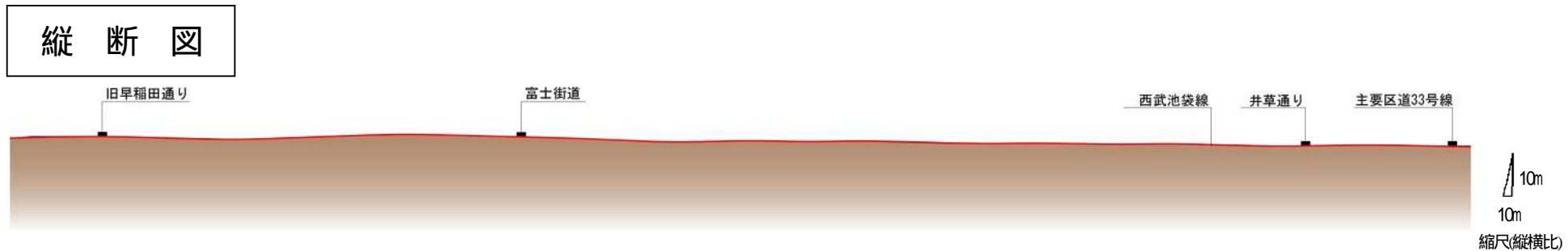


東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 参考図2 〔東京都決定〕

平面図

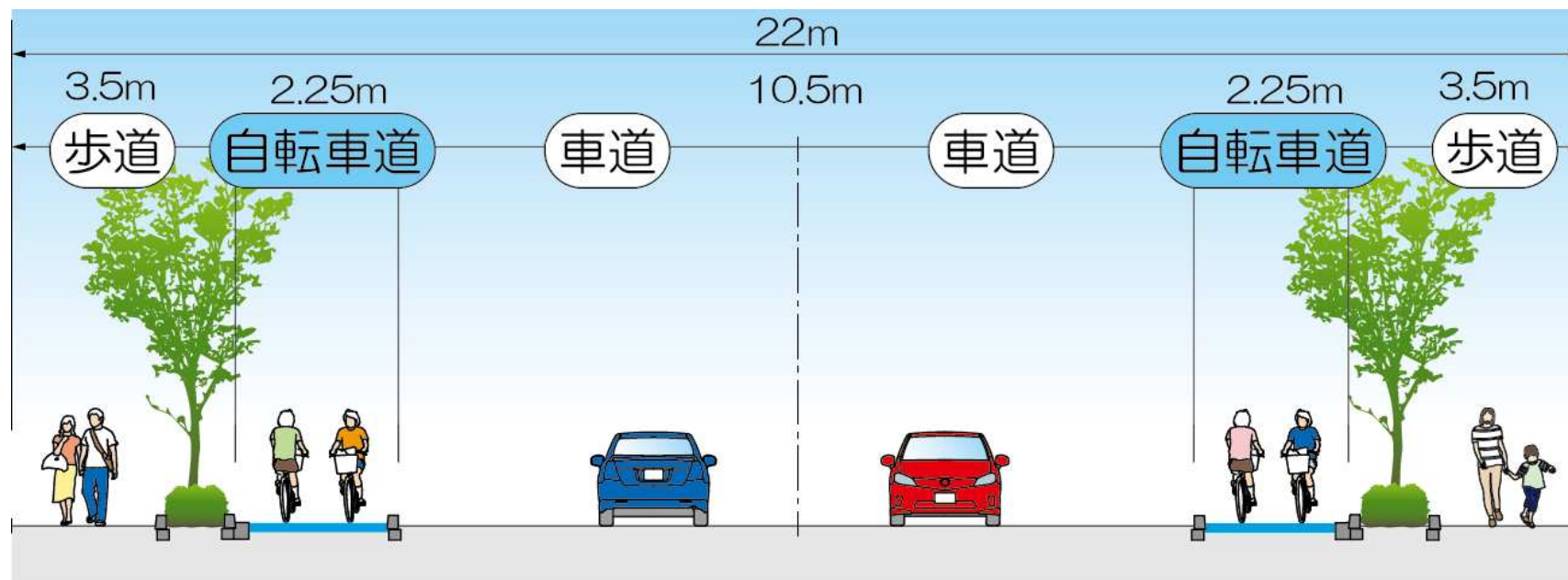


縦断図



東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2 参考図3 〔東京都決定〕

横断図



注：自転車道の整備形態については、今後、関係機関と調整し検討していく。

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（練馬区間）の 都市計画変更案に関する練馬区の意見（案）

区は、「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（練馬区間）」（以下「外環の2」という。）については、南北交通の円滑化に資するとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成など、環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。平成26年2月には、区民意見反映制度に基づき寄せられた意見を踏まえ、「『外環の2』に関する今後の取組方針」を策定し、都に対して、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう要請を行った。

都は、平成26年5月に「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針」を公表し、広く意見を聴きながら、都市計画変更の手続を進めていると理解している。

照会があった都市計画変更案については、区が今後の取組方針に基づき求めた車線数や、必要とされる機能を確保した幅員構成となっている。

よって、「外環の2」については、都市計画変更案のとおり、都市計画変更の手続を進めていただき、早期に事業化を図られたい。

あわせて、下記の事項について配慮されたい。

記

- 1 練馬区内の都市計画道路の整備率は、23区平均を大きく下回っている。とりわけ区西部地域では、著しく整備が遅れていることを踏まえ、現在、策定検討中の新たな「都市計画道路の整備方針」では、「外環の2」を都施行の優先整備路線として位置付け、早期に事業化を図ること。また、「外環の2」に加え、これとネットワークを形成する東西道路等の整備についても、都と区の役割分担の調整を図り、都施行の優先整備路線として手厚く位置づけること。
- 2 「外環の2」の都市計画変更案は、西武新宿線の立体化を前提としていることから、「外環の2」の整備に支障がないよう、練馬区内の鉄道立体化についても早期に事業化を図ること。
- 3 快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の視点から、広幅員の植

樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら、道路整備に伴い失われるみどりの量と同程度以上のみどりの量の回復を図ることはもとより、可能な限り緑化を図ること。

- 4 周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと。
- 5 道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、「外環」が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、「外環」に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること。
- 6 道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。
- 7 道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。また、区道との取付部の整備については、区と十分な調整を図ること。
- 8 西武新宿線の上石神井駅周辺の「外環の2」について、駅周辺のまちづくりに資する道路整備手法を検討すること。なお、区が管理者となる交通広場の整備については、「外環の2」との一体的な整備を含め、調整を図ること。
- 9 上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺地区等、地域住民や区が推進する「外環の2」の周辺地域のまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うこと。とりわけ、前原交差点から千川通り間の都市計画の標準幅員を40mから22mに変更することを勘案し、今回、計画区域からはずれない範囲においても引き続き適切な対応に努めるとともに、区の推進する沿道地域まちづくりについて、総合的な支援や協力を行うこと。
- 10 道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。また、道路の通称名を地域住民や区の意見を聴きながら策定すること。

「外環の2」に関する今後の取組方針

平成26年（2014年）2月

練馬区

今後の取組方針

1 「外環の2」について

区としては、「外環の2」は、区内の南北交通に資する都市計画道路であるとともに、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯の形成などの環境面、防災面などの観点からも重要な都市計画道路であると考えている。

したがって、「外環の2」について、都市計画の取り扱いを明確にした上で、早期に整備を図るよう、都に要請していく。その際には、次の事項に配慮するよう、あわせて都に要請していく。

ア 広域的な幹線道路としての機能は、「外環」などが主に担うと考えられることから、「外環の2」については、地域における幹線道路としての機能を重視し、車道は2車線（片側1車線）とすること。その際は、緊急車両の円滑な通行が可能な車道幅員を確保すること。

イ 歩行者や自転車が安全かつ快適に通行できるよう、広幅員の歩道と自転車道を確保すること。

ウ 沿道の建築物の状況を踏まえ、延焼遮断帯としての機能が発揮できる幅員を確保すること。

エ 快適な都市環境の創出や身近なみどりの確保の観点から、広幅員の植樹帯など緑地空間を確保し、近隣のみどりとの連続性に配慮しながら、可能な限り緑化を図ること。

オ 周辺地域の公共交通の利便性の向上が期待されることから、道路整備とあわせた新たな公共交通の導入について、区と連携して取り組むこと。

カ 道路整備により移転を余儀なくされる関係権利者の生活再建について、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、「外環」が既に事業化されていることを踏まえ、国と調整し、「外環」に係る用地取得または権利設定と一体的な対応を図ること。

キ 道路整備により懸念される大気汚染や騒音・振動など環境への影響について、必要に応じて適切な対策を講じること。

ク 道路整備により懸念される通学路や交差道路の分断等について、区と協議しながら対策を講じること。

ケ 道路整備に対する地域住民の不安や懸念を払拭するため、今後も、計画、事業の各段階に応じて、適切かつ十分な情報の提供を行うとともに、意見の把握に努めること。

コ 都市計画決定から40年以上が経過していることから、早急に都市計画に関する都の方針をとりまとめ、早期に整備に着手すること。

2 西武新宿線の立体化および「外環の2」の周辺地域のまちづくりについて

「外環の2」と交差する西武新宿線の区内全区間について、沿線地域のまちづくりの熟度の高まりを踏まえて、早期に連続立体交差化を図るよう、都に要請していく。その実現に向けて、区は、地域住民などと協働して、促進活動を行うとともに、沿線地域のまちづくりを推進していく。

また、「外環の2」の整備の段階に応じて、すでにまちづくりの検討が始まっている上石神井駅周辺地区、大泉・石神井・三原台周辺はもちろんのこと、それ以外の沿道地域も含め、「外環の2」の周辺地域のまちづくりを、区は、地域住民などと協働して推進していく。

こうした地域住民や区が推進するまちづくりについて、総合的に支援や協力を行うよう、都に要請していく。